

鳥取県地域医療支援センターソーシャルメディア運用方針

令和5年7月27日 鳥取県地域医利用支援センター企画委員会承認

1 趣旨

鳥取県地域医療支援センターが運用するFacebook及びInstagramに関する運用方針（以下「運用方針」という。）を次のとおり定めるものとする。

2 運用の目的

鳥取県の医療に関心を持ってもらい、また、医師のキャリア支援につながることを目指して、鳥取県内の医療に関するタイムリーな情報等を顔が見える形で広く発信すること。

3 アカウント名

(1) アカウント名：鳥取県地域医療支援センター

(2) URL：Facebook <https://www.facebook.com/t.chiikicen>

Instagram <https://www.instagram.com/t.chiikicen/>

(3) 運用者：鳥取県地域医療支援センター（鳥取大学医学部附属病院）

Email：t.chiikicen@gmail.com

(4) 運用期間：当ページは予告なく運用を終了し、または削除される場合がある。

4 掲載内容

鳥取県地域医療支援センター（以下「当センター」という。）の日々の活動、読者へのメッセージ、県内の医療現場の紹介等を掲載する。

5 運用時間

4に掲げる内容を不定期に掲載することとし、掲載は、原則として年末年始、土曜日、日曜日、祝日を除く月曜日から金曜日の8時半から17時15分の間とする。ただし、内容・状況によって、上記以外の時間に発信する場合もある。

6 運用ルール

(1) コメント等への対応

①利用者からの個別の質問や意見等のコメントには原則として回答しない。ダイレクトメッセージへの返信も行わない。

②公共性の高い機関、教育機関、学内組織、院内組織の投稿については、必要に応じて「いいね」や「シェア」機能を利用する。

③フォローいただいた場合でも、原則フォロー返しは行わない。

(2) コメントの削除等について

当センターは、寄せられたコメントを本ページに掲載・保存する義務を負わず、また、その内容について何ら責任を負わないこととする。不適切と考えられるものについては、事前に通知することなく非表示、削除、拒否、これに類する措置等を行う場合がある。

(不適切と考えられる内容例)

- ・当センターのイメージを損なう恐れまたは当センターの社会的信用を傷つける恐れがあると判断した内容
- ・公序良俗または法律、法令に反し、またはそのおそれのある内容
- ・第三者を差別、誹謗中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害する内容
- ・当センターまたは第三者の著作権、肖像権その他知的財産権を侵害する行為
- ・政治活動、選挙活動、宗教活動に関するもの
- ・わいせつ表現等を含む不適切な内容
- ・自己の商品・店舗・会社の紹介、宣伝等の商業的行為を含む内容
- ・その他運営にあたり管理者が不適切と判断した行為または内容

7 免責事項

- (1) 当センターは、当ページの正確性、安全性、有用性を完全に保証するものではない。
- (2) 当センターは、利用者により投稿されたコンテンツやコメントについて、一切の責任を負わない。
- (3) 当センターは、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負わない。
- (4) 当センターは、上記のほか、当ページに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (5) 当センターは、当方針を予告なく変更することがある。

8 リンク等について

当ページへのリンクやシェア等は、営利目的としない場合に限り、リンク、シェアについての連絡は不要とする。

9 著作権について

当ページに掲載されている情報（文書、画像等）に関する著作権は、特段の記載がない限り、当センターに帰属する。